

深川市建設工事前金払事務取扱要領

(昭和50年4月1日全部改正)

(総 則)

第1条 深川市建設工事執行規則(昭和47年規則第12号)第9条及び深川市建設工事請負契約約款第33条に規定する建設工事の請負並びに深川市委託契約約款第33条に規定する建設工事の設計・測量等の委託業務(以下「工事等」という。)に対する前金払については、この要領の定めるところによる。

(対象工事等)

第2条 前金払の対象とする工事等は、予定価格が300万円以上で、工事又は委託期間が50日以上のものであるとする。

(前金払の額)

第3条 前金払の額は、建設工事の請負にあつては契約金額の10分の4に相当する額の範囲内とし、建設工事の設計・測量等の委託業務にあつては契約金額の10分の3に相当する額の範囲内とする。ただし、前金払の額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(当該工事等の経費以外に充当禁止)

第4条 請負人は、前金払の金額を当該工事等に必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

附 則

1. この要領は、昭和50年4月1日から施行する。

(昭和47年4月1日施行は廃止)

2. この要領は、昭和62年1月20日から施行する。

3. この要領は、平成5年4月1日から施行する。

4. この要領は、平成9年4月1日から施行する。

5. この要領は、平成10年4月1日から施行する。

6. この要領は、平成11年4月1日から施行する。

7. この要領は、平成27年4月1日から施行する。